

療養担当規則等及び診療報酬の施設基準における 厚生労働大臣が定める掲示事項

当院では、厚生労働省の方針に基づき、施設基準に関する情報をホームページで公開することになりました。今後も医療の透明性確保と患者様本位のサービス充実に努めてまいります。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

当院は保険医療機関です。

- (1) 管理者の氏名：納田 一徳
- (2) 診療に従事する歯科医師の氏名：納田 一徳
- (3) 診療日及び診療時間：
8:30~12:00/14:00~18:30（月曜・火曜・水曜・金曜・土曜）
8:30~12:00（木曜）
- (4) 標榜科目：歯科

個人情報保護の遵守について

当院では個人情報保護に努めています。問診票、診療録、検査記録等の個人情報は治療目的以外には使用いたしません。

歯科疾患管理料

継続管理が必要な歯科疾患をお持ちの患者様に対して行う口腔管理と、疾患の再発防止・重症化予防を目的とした管理です。患者様と協力しながら管理計画を作成し、定期的な口腔管理を行います。

有床義歯の取扱いについて

入れ歯を新しく作製した場合、原則として、印象採得を行った日から起算して6ヶ月間は、同一の入れ歯を保険診療で作り直すことができません。この規定は、他の医療機関で作製された入れ歯についても同様に適用されます。

医療情報取得加算

厚生労働省の方針に基づき導入されたオンライン資格確認システムにより、当院ではマイナンバーカードの保険証利用や問診票を通じて患者様の診療情報を安全に管理・活用し、より適切な医療サービスの提供に努めています。なお、マイナンバーカードを保険証として利用されるかどうかで診療報酬の計算が異なる場合がありますので、ご理解とご協力ををお願いいたします。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある場合、薬の名前ではなく有効成分の名前で処方することがあります。これを「一般名処方」といいます。一般名処方には以下のメリットがあります

薬の選択肢が広がり、特定の薬が品切れの際も代替品をお渡しできます。

患者様のご希望や状況に応じて、適切な薬を選びやすくなります。

処方の際には、ご質問やご要望をお気軽にお申し出ください。

明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明性向上と患者様への情報提供を目的に、診療報酬の算定項目、使用した薬剤名、実施した検査名などが記載された診療明細書を、領収証とともに無料で発行しています。明細書の発行を希望されない場合は受付にてお申し出ください。ご不明な点はお気軽にスタッフにお尋ねください。

歯科初診料の注1に規定する基準

患者様の安全を第一に考え、当院では徹底した院内感染防止対策を実施しています。歯科治療器具は患者様ごとに交換または専用機器で洗浄・滅菌し、感染リスクを最小限に抑えています。また、十分な設備と機器を整え、感染防止研修を受けた常勤の歯科医師とスタッフが在籍しています。

歯科外来診療感染対策加算 1

当院は保険医療機関として、以下の取り組みを行っています。

初診料の施設基準に係る届出を行っており、医療スタッフが連携して感染対策に取り組んでいます。

各治療ユニットには、治療中に発生する細かい粉じんを吸引する設備を備え、空気感染のリスクを軽減しています。

在宅療養支援歯科診療所 2

訪問診療に際し、歯科医療面から支援できる体制等を確保するとともに、他の医療機関と連携しています。

歯科技工士連携加算 1

患者様の補綴物製作に際し、歯科技工士（所）との連携体制を確保しています。また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施いたします。

CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー

当院では、CAD/CAM（コンピュータ支援設計・製造）システムによる白い冠やインレーの治療を保険診療で提供しています。

クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。対象となるのは「チタン冠」「レジン前装チタン冠」「非金属歯冠修復（レジンインレーを除く）」「CAD/CAM 冠」などです。

歯科外来・在宅ベースアップ評価料 I

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組を実施しています。

(2025 年 12 月 1 日時点)

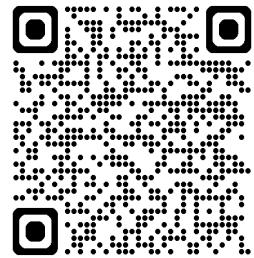
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るために
皆さまのご理解とご協力を
お願いいたします



厚生労働省

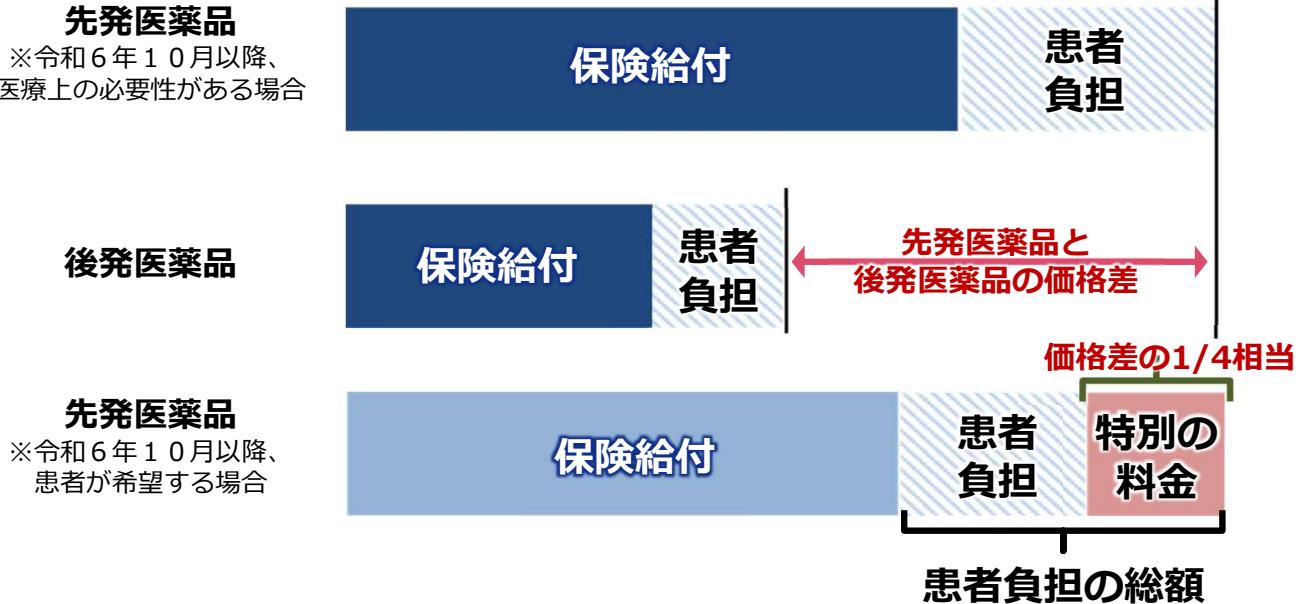
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、

差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q & A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

- A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

- A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

- A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

- A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。